

第三十号議案

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

江戸川区育成室条例（平成二十三年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

江戸川区篠崎育成室

江戸川区篠崎町三丁目一八番五号

第四条ただし書中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第十四条を第十七条とし、第十三条の次に次の三条を加える。

（育成室の管理）

第十四条 育成室の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項に規定する事業の実施に関すること。
 - 二 育成室の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。
- （指定管理者の指定等）

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、育成室の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めたる者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、江戸川区規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定その他指定のために必要な準備及び江戸川区篠崎育成室の利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

江戸川区篠崎育成室を新たに設置するとともに、篠崎育成室の管理について指定管理者による管理が行えるようにするため、指定管理者が行う業務の範囲、指定の手続等を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。